令和６年度第１２回

南国市農業委員会議事録

令和７年３月７日（金）

令和６年度第１２回農業委員会議事録

日　時　令和７年３月７日（金）　午後１時３０分～午後３時３０分

場　所　南国市地域交流センターＭＩＡＲＥ！１階ホール

議　題

（１）　農地法第３条の規定による許可申請の件

（２）　農地法第５条の規定による許可申請の件

（３）　南国市農用地利用集積計画の件

（４）　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について

（５）　贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

（６）　農業経営基盤強化促進法第１９条第６項による地域計画案にかかる意見聴取について

議案外

（１）　農地法第３条の３の規定による届け出の件

（２）　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件

（３）　使用貸借の合意解約通知の件

（４）　非農地証明願の件

（５）　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出の件

その他

○　農林水産課の事務に関する事務委任について

出席者（農業委員　１６名）

会長　濵田　好典　　第一副会長　池　正人　　第二副会長　鈴木　郁馬

１番　金田　善充　　２番　山本　修平　　４番　杉本　和繁　　５番　髙芝　澄生

６番　末政　隆一　　７番　楠瀬　理枝　　８番　武市　忠雄　　１２番　松岡　清

１４番　窪田　理佳　　１５番　山本　桂　　１７番　垣内　育男　　１８番　田岡　崇

１９番　森尾　晴代

欠席者（農業委員　　２名）

１１番　植野　永子　　１３番　今井　まち

出席者（農地利用最適化推進委員　１０名）

３番　門田　俊一　　４番　筧　和幸　　５番　和泉　依　　７番　利岡　邦彦

８番　西岡　祐三　　１０番　北原　章吾　　１１番　山北　泰司　　１２番　北村　一弘

１３番　武内　俊暁　　１６番　橘詰　昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員　７名）

１番　西本　良平　　２番　齋藤　喜美子　　６番　門田　理博　　９番　武市　憲雄

１４番　中村　和雅　　１５番　岡田　廣志　　１７番　井上　丈夫

出席職員

事務局長　　弘田　明平　　次長兼係長　　清岡　さゆり

主　　査　　穂積　孝昌

議事録署名委員

１４番　窪田　理佳　　１５番　山本　桂

会長	ただいまから第１２回定例総会を始めます。議案第１号、農地法第３条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和７年３月７日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数１７件。申請受理面積、田 23,998 ㎡、畑 4,558 ㎡、計 28,556 ㎡。まず初めに受付番号１１６号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （田岡委員　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第１号、農地法第３条権利移動許可申請について説明いたします。議案書８ページをお願いします、受付番号１１６号です。譲受人は６７歳。申請地は、稲生の畑２筆で、計 296 ㎡で、姉から弟への贈与による所有権移転です。譲渡人である姉からの要望で、自作地の隣で耕作に便利なため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要のない規模で耕作します。農作業歴は、就農したばかりでありませんが、譲渡人である姉から指導を受けながら耕作します。農作業には、本人と妻が従事します。取得後も、これまで植わっていた果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。116 号については以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （田岡委員　入室） 事務局、残りの案件の説明をお願いします。
清岡次長	それでは議案書は４ページに戻っていただきまして、受付番号１００号です。譲受人は５９歳。申請地は、前浜の畑 412 ㎡で、贈与による所有権移転です。譲渡人からの要望で、借入地の隣で耕作に便利であり、雑草などで荒れるのを予防するため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業には本人と子が従事します。農作業歴は、本人はありませんが、一緒に従事する子が就農３年です。取得後は、ニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１００号については以上です。 受付番号１０１号です。譲受人は６６歳。申請地は、稲生の畑 314 ㎡、夫から妻への贈与による所有権移転です。夫から、実際に耕作をする妻へ名義を変更をするものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要のない規模で耕作します。農作業には、本人と夫が従事します。取得後は、ビワと柚子を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１０１号については以上です。

	受付番号１０２号です。申請地は、十市の田 13,248 ㎡、法人代表者である個人から、法人への所有権移転です。本来、法人名義で登記していないといけなかったものが個人名義になっていたため、今回真正な名義人に正すための所有権移転です。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しております当日配付資料で説明いたしますので、こちらをご覧ください。要件は４つあります。資料の上半分に、４つの要件を示しておりますが、これを譲受人について、下半分で確認していきます。まず、１の法人形態要件ですが、譲受人は株式会社ですので、１の要件を満たしています。次に、２の事業要件です。農業事業の売上げ割合が、全体の過半となっているかどうかですが、野菜や種苗などを生産・販売しており、その売上げ割合は８５％で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、３の議決権要件です。農業従事者である代表社員が総議決権の８５．５％を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に４の役員要件です。役員というのは取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても、過半が常時従事している株主になっておりますので、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人は、今回南国市では初めての農地取得となりますので、営農計画書が提出されておりますが、申請地を以前から耕作しており、農作業歴は６９年です。またトラクターなどの機械も所有しています。取得後は、野菜、はちきん芋、ブロッコリーなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１０２号については以上です。 受付番号１０３号から１０８号までの６件は、３月４日付で取下げ願が提出されましたので、審議不要となりました。取り下げに伴い申請件数等が変更となりますので、配布しております差し替え資料をご確認ください。 続きまして、議案書６ページ、受付番号１０９号から１１３号は譲受人が同じため、まとめて説明します。申請地は、立田の田畑１１筆で、計 9,340 ㎡、売買による所有権移転です。譲受人から売買の話があり、それを受けて耕作が便利になるように、近隣農地もまとめて取得するものです。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。先ほど使用しました当日配付資料の２枚目をご覧ください。譲受人について、４つの要件を下半分で確認していきます。まず、１の法人形態要件ですが、譲受人は株式会社ですので、１の要件を満たしています。次に、２の事業要件です。農業事業の売上げ割合が、全体の過半となっているかどうかですが、ニラや果樹を生産しており、その売上げ割合は１００％で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、３の議決権要件です。農業従事者である代表社員が総議決権の５０．３％を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に４の役員要件です。役員というのは取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても、過半が常時従事している株主になっておりますの

	で、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されており、農作業歴は８年です。譲受人は、トラクターなどを所有しています。取得後は、ニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１０９号から１１３号までの５件については以上です。 受付番号１１４号です。譲受人は７０歳。申請地は、岡豊町八幡の田２筆で、計622㎡、売買による所有権移転です。兼業から専業になり、規模拡大するために取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２０年です。農作業には、本人が従事します。取得後は、キャベツ、ニンジンなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１１４号については以上です。 議案書８ページ、受付番号１１５号です。譲受人は２名、３５歳と２６歳の夫婦で、持分は２分の１ずつです。申請地は、上末松の田、883㎡、売買による所有権移転です。申請地に隣接する家屋の購入をきっかけに、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有していないため、機械が必要のない規模で耕作します。農作業歴は、二人とも２年で、農作業には、夫婦が従事します。取得後は、柿とニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。１１５号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。はい。山本委員。
山本修平委員	１０９号から１１３号について、露地でやりますか？
清岡次長	ハウスを建てると聞いております。
山本修平委員	分かりました。
会長	他にございませんか？ （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 次に議案第２号、農地法第５条権利移動許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和７年３月７日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数６件。申請受理面積、田2,052㎡、畑2,868㎡、計4,920㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	議案第２号を説明します。受付番号２６号です。議案書は１０ページ、別紙位置図は２ページをお願いします。申請地は十市の畑813㎡、資材置場への転用です。申請人は水道施設工事、土木工事等を営む地元の工務店で、事業地を拡大するために本申請に至

	っております。農地区分は、街区の宅地面積の割合が４０%を超えるため第３種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙３ページです。配置は図の通りです。造整計画は特になし。整地計画については、表面を整地し砂利敷きをします。進入計画は南側市道から。排水計画については、自然浸透です。周囲の状況については、東側雑種地、西側同意のある農地、南側市道、北側は同意のある農地であり、周辺農地から同意書を取得しており被害防除措置は不要と判断しております。他法令については、開発許可等が不要であることを確認しております。説明は以上です。 次に受付番号２７号、別紙位置図は４ページです。申請地は南国市大埇の田 667 ㎡。賃借権を設定し農業用施設への転用です。賃借人は農地所有適格法人です。このたび、申請地北東の国営圃場整備後の圃場で耕作を開始するに伴い、従業員用の休憩所、駐車場を新たに設置する計画です。農地区分は農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分の変更が決定されたことで、立地基準を満たします。土地利用計画については、別紙５ページです。造成、整地計画は表層を平らにならし土のまま利用します。進入計画は北側市道からです。排水計画については、雨水は自然浸透。汚水は汲み取り式トイレであるため発生しません。周囲の状況については、東側水路及び公道、西側水路及び公道、南側水路及び公道、北側公道であり、周辺農地からは４m 以上離れており被害防除措置は不要と判断しております。他法令については開発許可不要を確認しています。最後に管轄の土地改良区から本転用に問題ない旨の意見書の提出があります。本件は以上です。 受付番号２８号です。別紙は６ページです。申請地は十市の畑４筆合計 2,055 ㎡。賃借権を設定して、砂利採取を行う一時転用になります。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地であるため原則転用許可のできない農地ですが、農地法施行令第１１条第１号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画については別紙７ページをお願いします。配置は図の通りで、隣地から２メートル以上の幅を取り砂利採取する計画です。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画については、西側の公衆用道路から進入。排水計画については地下浸透です。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側宅地及び同意のある農地、南側宅地及び雑種地、北側同意のある農地となっており、周辺農地から同意書を取得しており被害防除措置は不要と判断しております。他法令については砂利採取法の許可見込み有と確認しております。説明は以上です。 受付番号２９号です。別紙位置図は８ページをお願いします。申請地は岡豊町常通寺島の田 396 ㎡、使用貸借権の設定により分家住宅への転用です。申請地の選定理由は現住居が手狭になったことと、近くに住む親族との相互扶助のため、とのことです。農地区分は、１０ha 以上の集団農地に属するため第１種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画は別紙９ページです。配置は図の通りです。造整計画については約６０㎝盛土します。整地計画については、駐車スペースをコンクリー

	ト敷き、それ以外は砕石敷きとします。進入計画は西側県道から新設する通路橋を通り進入します。排水計画は、雨水は敷地内で集水し、西側既存水路に排水、汚水は合併浄化槽に接続し、西側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側水路及び県道、南側同意のある農地、北側宅地であり、隣接農地から同意書を得ていることから被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、開発許可見込み有であること、進入に伴う道路占用許可、道路工事許可を手続き中で許可見込みがあることを確認しております。 続いて受付番号３０号です。別紙位置図は１０ページをお願いします。申請地は植田の田 934 ㎡、使用貸借権の設定により資材置場への転用です。借人は申請地南側で土木業等を営む法人です。この度事業所の拡張を理由とし本申請に至っております。農地区分は、１０ha 以上の集団農地に属するため第１種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。既存施設の拡張とは、もともとある施設の２分の１以下の面積で隣接している農地であれば、例外的に 1 種農地でも立地基準を満たすという規定です。続いて、土地利用計画は当日配布資料２ページです。赤色部分が申請地で、青色部分が拡張元の事業地です。申請地一杯に残土を置く計画です。造整計画については特になし。整地計画は土でならす程度です。進入計画は北側の公衆用道路からから進入します。排水計画は、地下浸透です。周囲の状況については、東側雑種地、西側借人所有の農地、南側借人所有地、北側公衆用道路であり、周囲の農地は申請人所有農地であるため、被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、開発許可等が不要であることを確認。最後に管轄の土地改良区から本転用に問題ない旨の意見書の提出があります。 続いて３１号です。申請地は植田の田５５㎡、所有権の移転により霊園事務所への転用です。申請地は３０号の隣接地です。譲受人は植田地区で霊園を経営する宗教法人です。まず初めに当日配布資料の３ページをご覧ください。現地の写真を載せております。誤って申請地である農地部分まで越境し霊園事務所を設置してしまったとのことで、違法状態の是正申請となっております。申請人より始末書の提出がありますので、当日配布資料の 4 ページのお目通しをお願いします。農地区分は、１０ha 以上の集団農地に属するため第１種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。30 号と同様ですが、既存施設の拡張とは、もともとある施設の２分の１以下の面積で隣接している農地であれば、例外的に 1 種農地でも立地基準を満たすという規定です。続いて、土地利用計画は当日配布資料の４ページです。申請人より提出のある航空写真ですが、赤色の部分が申請地です。造整、整地計画は特になし。進入計画は北側の公衆用道路からから進入します。排水計画は傾斜をつけて、申請地東側の自己所有の雑種地に排水します。周囲の状況については、東側雑種地、西側譲渡人所有の農地、南側譲渡人所有地、北側公衆用道路であり、周囲の農地は申請人所有農地であるため、被害防除措置

	は不要であると判断しております。他法令については、開発許可等が不要であることを確認。最後に管轄の土地改良区から本転用に問題ない旨の意見書の提出があります。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第３号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和７年１月８日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。まず初めに受付番号２９２号は窪田委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （窪田委員　退室）
清岡次長	議案書２９ページをお願いします。２９２号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、篠原の田１１筆で、１０年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （窪田委員　入室） 事務局、残りの説明をお願いします。
清岡次長	議案書１３ページに戻っていただきまして、受付番号２６６号からは農地中間管理事業の一括方式です。２６６号から議案書１６ページの２７２号までの７件は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、大埇の田７筆で、能間地区で進められている国営圃場整備事業地内の農地になります。事業担当課である当市農地整備課に確認したところ、能間地区全体としてはまだ完了していないエリアがありますが、申請地については令和４年度に工事完了し、利用開始できる状態になっているとのことでした。地区全体が換地処分を終え、登記完了するのは来年になり、それまでの所在、地番については、このような土地の表示になるということですので、備考欄にはそれぞれの従前地の地番を記載しております。期間は３２年の賃貸借権を設定し、施設野菜を作るということです。１年目はハウス建設、２年目以降から営農開始する予定であるため、賃料は１年目が１０ａあたり 10,000 円、２年目以降が１０ａあたり 80,000 円を振込するというものです。

	続きまして、議案書１６ページ、２７３号です。借人は、３５歳。申請地は下末松の田３筆で、５年の賃貸借権を設定して、果樹を作るというものです。借人は、今回初めての貸借になりますので、営農計画書が提出されています。賃料は、１０ａあたり約36,100円を振込するというものです。 ２７４号です。借人は、５９歳。申請地は下野田の田２筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約6,000円を振込するというものです。 ２７５号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は稲生の田２筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり5,000円を振込するというものです。 議案書１８ページ、２７６号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は里改田の田１０筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 賃料は、１０ａあたり10,000円を振込するというものです。 ２７７号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は稲生の田４筆で、５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２７８号です。借人は、４８歳。申請地は稲生の田８筆で、５年の使用貸借権を設定して、花卉、水草を作るというものです。 議案書２０ページの２７９号から議案書２４ページの２８６号までの８件は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５２歳。申請地は岡豊町八幡と岡豊町江村の田畑計３２筆で、いずれも５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 議案書２５ページ、２８７号です。借人は、５０歳。申請地は篠原の田３筆で、５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２８８号です。借人は、７４歳。申請地は廿枝の田で、１０年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 議案書２６ページ、２８９号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、西山と上末松の田８筆で、１５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２９０号です。こちらは備考欄にも記載しておりますが、以前公告してあったものが、後に無効であることが判明したため、今回改めて公告し直しをするものです。借人は、７６歳。申請地は岡豊町中島の田で、５年の使用貸借権を更新して、水稲を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 議案書２８ページは農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。２９１号は、農業公社から担い手に売り渡されるもので、申請地は、里改田の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。続きまして、議案書２９ページからは、相対の利用権設定になります。 ２９２号は審議済ですので、議案書３０ページ、２９３号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は岡豊町小篭の田で、５年の賃貸借権を設定して、ニンニクを作る

	というものです。借人は、今回初めての貸借になりますので、営農計画書が提出されています。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を振込するというものです。営農計画書の提出がある場合は、議案書の備考欄にその旨記載しておりましたが、今回記載が抜かっております、申し訳ありません。後ほど事務局のほうで議案書の補正をさせていただきます。申し訳ございません。 続きまして、２９４号です。借人は、７１歳。申請地は、植野の田４筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、４筆で米３０kgを物納するというものです。 ２９５号です。借人は、２７歳。申請地は、陣山の田２筆で、５年の賃貸借権を設定して、カンショを作るというものです。賃料は、１０ａあたり 5,000 円を振込するというものです。 ２９６号、議案書３２ページの２９７号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、３５歳。申請地は、岡豊町中島の田５筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 ２９８号です。借人は、６０歳。申請地は、大埔の田９筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、９筆で米３９０kgを物納するというものです。 ２９９号です。借人は、３４歳。申請地は、浜改田の畑２筆で、３０年の賃貸借権を設定して、シシトウを作るというものです。賃料は、２筆で 100,000 円を現金で支払うというものです。 議案書３４ページ、３００号です。借人は、７１歳。申請地は、立田と田村の田４筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 ３０１号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は植田の田３筆で、１０年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ３０２号です。借人は、６４歳。申請地は立田の田３筆で、３年の使用貸借権を更新して、白菜を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして、議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について、下記の通り要請してよいか審議を願います。令和７年３月７日、南国市農業委員会会長、濵田好典。事務局、説明をお願いします
清岡次長	議案第４号は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として公社に要請するというものになります。議案書３７ページをご覧ください。借人

	は、６４歳。申請地は、立田の田２筆で、期間は令和１０年１０月９日までの使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。以上、促進計画要請の説明になります。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。はい、筧委員。
筧推進委員	この人、岡豊地区ではいろいろと昔から不適切な農地の利用があったと聞いておりますが、その点、会長が良くご存じだと思いますがどうですか。
会長	はい、このことについて発言してよろしいでしょうか？
高芝委員	そりゃかまんよ。
会長	この方はですね、何年か前にハウスごと借りましてその後返しました。そのときの返す約束がハウスを壊して更地にして、野菜ができるようにして返すという約束でした。ハウスは壊して撤去しましたが、スプリングパッカーなどをそのまま置いて行きました。それで地主がええ加減取って行ってくれと怒りまして、それである程度取ったがですけど、その中で水入れてたたいたんです。それで地主がよけい怒りまして、ほんで１年くらい私のところに電話がありまして、何とかしてくれ何とかしてくれと。本人も私のところにどうしたらええと来ましたが、ゴミを取りなさいと言うたもんです。ほんで１年ばあかかりましたわ。そんなようなもので、土地の下には何があるか分からんと。怖くてトラクターでようたたかんよという状態です。ほんで、他の農地についてはきちんと管理できているかどうかですが、事務局その辺はどうでしょう。
清岡次長	この方経営農地を市内に１９筆お持ちの方で、面積としては約１丁くらいお持ちの方です。そのうち４反５畝くらいが自作地で、５反５畝くらいを借りられて経営しております。エリアとしては主に岡豊地区がメインで、領石にも何筆か経営農地をお持ちです。これについては、農業公社さんを介して借りられています。地元の岡豊地区の方では、例年皆さんにも行っていただいている農地パトロールで、きちんと管理されていないとみなした農地が２筆ありまして、ここ数年お手紙をお送りしておりますが、返事もなく管理もされてない状況と聞いております。現地の写真を用意しておりますので、ご確認をお願いします。こちらをご覧いただいて、全部効率耕作要件を見ないといけないというところがありますので、農業委員会として要件を判断していただけたらと思います。以上です。
会長	事務局より説明のあった通り、全部効率耕作に問題があるとのことです。皆様、ご意見等ありましたらお願いします。
高芝委員	そりゃあ会長らあの言う通りよ。
会長	そうしましたら、中間管理法第１８条に農業委員会は、農用地の利用の高度化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、促進計画を定めるべきことを中間管理機構に要請することができるとありますが、全部効率耕作の観点から、それが期待できるとは認めがたいため、本案件については要請を行わないということでよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。なお、この立田の農地については早急に借り

	手が見つかるように、委員の皆様には最適化活動を引き続きお願いします。つづきまして議案第５号、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定する適格者証明願を受理しましたので審議を願います。令和７年３月７日、南国市農業委員会会長、濵田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。この制度は、農業経営者が生前一括贈与した場合には、贈与者または受贈者いずれかが死亡する日まで、その納税が猶予され、かつ一定要件のもと免除されるという制度です。受贈者が制度の適用を受けるには、税務署に確定申告をする際に、農業委員会が発行する適格者証明書を添付することになっています。お手元にこの制度の概要を示した資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。制度の適用を受けるためには、贈与者、受贈者それぞれに要件があります。本案件は父から子へ、所有農地のすべてを、令和６年８月６日に一括して贈与しており、制度適用を受けるため、適格要件に該当する旨の証明書の発行について、承認を求めるものです。議案書は３９ページになりますが、適格要件の確認をしていきます。贈与者の要件は、贈与の日まで農業を３年以上行っていた者となっています。贈与者は、昭和５５年ごろから令和６年８月６日の贈与の日まで、３年以上農業経営を行っていますので、贈与者の要件は満たしています。次に、受贈者の要件です。受贈者の要件は、５つです。まずは贈与者の推定相続人であることですが、受贈者は贈与者の子ですので、一つ目の要件は満たしています。二つ目の農地取得の日の年齢が１８歳以上であること、という要件は、３７歳ですので要件を満たしています。三つ目の農地取得の日まで３年以上農業従事していたかどうかですが、平成２２年ごろから約１５年間、農業従事しているため、こちらも要件を満たしています。四つ目の農地取得の日以後、速やかに農業経営を行うことという要件も、取得の日に農業経営を開始していますので、要件を満たしています。最後、五つ目の農業委員会の証明時に担い手になっていることという要件は、令和７年２月１２日付で、認定農業者になっておりますので、こちらも要件を満たしています。以上、贈与者、受贈者は、すべての要件を満たしております。つきましては、租税特別措置法施行令第４０条の６第１項及び第５項各号に該当し、制度適用を受ける者として承認してよろしいかご審議をお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第６号、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項による地域計画案にかかる意見徴収について、南国市農林水産課が地域計画の案を作成し、その内容について農業委員会の意見を求められています。この案件につきましては、農業委員、農地最適化推進委員の意見をお聞きしまして、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。まず初めに農林水産課の担当職員より説明があります。よろしくお願いします。

農林水産課・島田主査	南国市農林水産課の島田です。本日は農業委員会定例会にてお時間をいただきありがとうございます。本日は今月末策定予定である地域計画について説明させていただきます。 皆様に事前に配布しておりました各地区の地域計画案について、1枚目の両面については昨年度の協議の場で話し合いいただいた地域農業の現状及び課題、また今後の取り組みについての記載になります。こちらは昨年公表したものからほどんど変更はしておりません。2枚目の裏面以降にある一覧表は今年度皆様にご尽力いただき、また座談会にて話し合いいただいた目標地図上に記載された担う者をまとめたものになります。これと目標地図を合わせて3月末に公告をする予定でございます。 また、来年以降の取り組みとしまして、4月農業委員会にて、地域計画の簡易的な協議の場、意見聴取をしたいと考えております。これにつきましては、3月の地域計画策定までに申請のあった農地転用、農振農用地除外案件について、地域計画から外した後に手続きをすすめる必要があり、制度の境目ということもありできるだけ転用、除外の申請に支障を与えないようにするためです。以上で地域計画案の説明を終わります。
会長	農林水産課より説明がありました。各地区の地域計画について、ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、意見無しということで答申したいと思いますがよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 （午後３時３０分終了）
	その他 ○農林水産課の事務に関する事務委任について　農林水産課

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和7年4月9日

会　　長 _____

議事録署名委員 窪田　理佳

議事録署名委員 山本　拓